

## 全国ラリー共済の支払いについて

### <規約>

選手が加入した自賠責保険、任意自動車保険、各地区 JMRC ラリー共済（見舞金）、各地区 JMRC 共済（見舞金）、スポーツ安全安保険、傷害保険の使用を優先し、本共済はその不足分を補填する。

### <対物賠償保険金について>

- JMRC 関東ラリー共済 対物：30万円（免責 10万円を含む）
- 全国ラリー共済 対物：50万円（免責 10万円）、  
他保険を優先し複数事故による同一日開催の競技会での支払い限度額 100万円

#### 例1 JMRC 関東ラリー共済にも加入した選手が損害額 100万円の事故を起こした場合

- ① JMRC 関東ラリー共済での支払い  
損害額が 100万円と支払い限度額 30万円を超えていたため、30万円から免責 10万円を控除した **20万円**が給付される。
- ② 全国ラリー共済の支払い  
損害額 100万円から JMRC 関東ラリー共済からの支払額 20万円を控除した 80万円は、全国ラリー共済の限度額 50万円を超えていたため、免責 10万円を控除した **40万円**が給付される。 **合計 60万円**

#### 例2 JMRC 関東ラリー共済にも加入した選手が損害額 50万円の事故を起こした場合

- ① JMRC 関東ラリー共済での支払い  
損害額が 50万円と支払い限度額 30万円を超えていたため、30万円から免責 10万円を控除した **20万円**が給付される。
- ② 全国ラリー共済の支払い  
損害額 50万円から JMRC 関東ラリー共済からの支払額 20万円を控除した 30万円に対し免責 10万円を控除した **20万円**が給付される。 **合計 40万円**

### 例3 JMRC 関東ラリー共済にも加入した選手が損害額 30万円の事故を起こした場合

#### ① JMRC 関東ラリー共済での支払い

損害額が 30万円から免責 10万円を控除した **20万円**が給付される。

#### ② 全国ラリー共済の支払い

損害額 30万円から JMRC 関東ラリー共済からの支払額 20万円を控除した 10万円に対し免責 10万円のため、給付されない。

### <支払い限度額を超えた場合について>

### 例4 対人と搭乗者合計で 400万円を超えた場合

対人 400万円、搭乗者 200万円の事故が発生し、600万円の支払いが必要な場合  
(600万円は他保険での支払い後の不足分)

全国ラリー共済の同一日開催の競技会での支払い限度額は対人と搭乗者合計で 400万円であることから、限度額の 400万円を損害額の比率（対人 400万円：搭乗者 200万円 ⇒ 2：1）に分けて支払う。

支払額は、対人で 266.7万円、搭乗者に 133.3万円

### 例5 対物で 100万円（免責を除き）を超えた場合

対物事故が 3件（100万、70万、40万、計 210万円）発生し、各 10万円の免責を除いた 180万円の損害について支払いが必要な場合(金額 210万円は他保険での支払い後の不足分)

全国ラリー共済の同一日開催の競技会での対物の支払い限度額は 100万円であることから、限度額の 100万円を免責控除後（各 10万円引いた額）の損害額の比率（90万円：60万円：30万円 ⇒ 3：2：1）に分けて支払う。

支払額はそれぞれ、50万円、33.3万円、16.7万円

※端数が出た場合は、百円の位で四捨五入とする

以上